

意見書案第4号

学校給食費を無償化するための恒久的な財政措置を求める意見書の提出について

上記の議案を宗像市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和6年9月26日

宗像市議会議長 神谷 建一 様

提出者 宗像市議会議員 新留 久味子
賛成者 宗像市議会議員 伊達 正信
賛成者 宗像市議会議員 北崎 正則
賛成者 宗像市議会議員 岡本 陽子
賛成者 宗像市議会議員 岩岡 良
賛成者 宗像市議会議員 川内 亮

提案理由

国際情勢等を背景とした物価高騰の長期化などに伴い、教材費、制服代、学用品費、修学旅行等の積立金、部活動費、給食費など子育て世帯が支払う教育費は、保護者にとって、これまでより以上に大きな負担となっている。学校生活を送る子どもたちにとっては非常に重要な要素である学校給食が、子育て支援策の一環と称して、一部の自治体に限り、給食費の無償化や一部補助制度が実施されており、自治体の財政状況によって学校給食費の取扱いに現に差が生じている。教育の根幹に関わる学校給食制度が自治体の財政状況によって格差を生じることが決してないよう、国の責任において学校給食費の無償化を実現するための恒久的な財政措置を講じるよう強く要望するため、意見書を提出するものである。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

学校給食費を無償化するための恒久的な財政措置を求める意見書（案）

急速に進展する少子化・人口減少は、我が国が直面する最大の危機である。この危機を解決するためのこども・子育て政策の強化は、先送りの許されない課題であり、国においては、こども・子育て政策の具体化が急速に進められている。さらに、国際情勢を背景とした物価高騰が長期化し市民生活が逼迫する中でも、子育て世帯の教育費負担は、教材費だけでなく制服代、学用品費、修学旅行等の積立金、部活動費、給食費など多岐にわたっており、ますます保護者の大きな負担となっている。

学校給食法（昭和29年法律第160号）第1条には、学校給食は、「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」と規定されており、学校給食は、学校生活を送る子どもたちにとっては非常に重要な要素である。

子育て支援策の一環として、一部の自治体では学校給食費の無償化や一部補助制度を実施しているが、財政負担が大きいため、中には、ふるさと寄附金などを原資として実施している自治体もある。自治体の財政状況によって学校給食費無償化の取扱いに差が生じたり、原資として活用している制度の廃止に併せて学校給食費無償化も廃止されるおそれがあるなど、継続性が担保されない不安定な運用が放置されることは、学校給食制度本来の理念、目的から遠ざかると言わざるを得ない。

政府は、令和5年6月に定めた「こども未来戦略方針」の中で、「学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する。」としており、全国一律での小中学校の学校給食費無償化を早期に決定していく必要がある。

よって、教育の根幹に関わる学校給食制度に自治体間で格差が生じることが決してないよう、国の責任において学校給食費の無償化を実現するための恒久的な財政措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

福岡県宗像市議会議長 神谷 建一